

2 口頭による請求の内容

区分	請求の対象となる記録情報	担当課等	件数
長野県行政書士試験	科目別得点及び総合得点	総務部 市町村課	0
長野県短期大学入学者選抜試験	総合得点及び順位	短期大学	180
保育士試験	科目別得点	社会部 こども・家庭福祉課	0
長野県福祉大学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	福祉大学校	20
介護支援専門員実務研修受講試験	正答割合	社会部 長寿福祉課	0
職業訓練指導員試験	科目別得点	商工労働部 人材育成課	1
技能検定試験	科目別得点及び総合得点	商工労働部 人材育成課	6
長野県工科短期大学校一般入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	工科短期大学校	0
技術専門校入校選考試験	科目別得点、総合得点、順位及び適性検査結果	技術専門校	1
歯科技工士試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 医療政策課	0
准看護師試験	総合得点	衛生部 医療政策課	27
長野県職員(医療関係職員)採用選考	1 考査の合計点及び順位 2 身体検査及び資格調査の結果	衛生部 病院事業局	0
長野県職員(看護職員)採用選考	1 考査の合計点及び順位 2 身体検査及び資格調査の結果	衛生部 病院事業局	6
長野県看護大学一般入学試験	総合得点	看護大学	3
長野県公衆衛生専門学校入学試験	科目別得点及び総合得点	公衆衛生専門学校	0
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	2
調理師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	23
製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 食品・生活衛生課	1
長野県職員(獣医師)採用選考	1 論文考査と口述考査の合計点(不合格者を含む。) 2 身体検査及び資格調査の結果 3 合格者の順位	衛生部 食品・生活衛生課	0
毒物劇物取扱者試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 薬事管理課	5
登録販売者試験	科目別得点及び総合得点	衛生部 薬事管理課	8
長野県看護専門学校入学試験	科目別得点、総合得点及び順位	看護専門学校	39

一般主任計量者試験	科目別得点	計量検定所	0
長野県農薬管理指導士認定試験	得点	農政部 農業技術課	0
長野県農業機械利用技能検定試験	審査項目別得点及び総合得点	農業大学校	0
長野県農業大学校入学試験	科目別得点及び総合得点	農業大学校	0
家畜人工授精師養成講習会修業試験	科目別得点及び平均点	農政部 園芸畜産課	0
長野県林業大学校入学試験	科目別得点及び総合得点	林業大学校	0
狩猟免許試験	得点	地方事務所	0
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	建設部 河川課	1
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	建設部 河川課	0
義務教育関係学校教員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 義務教育課	15
公立高等学校教員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 高校教育課	30
県立高等学校実習助手採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 高校教育課	1
県立高等学校入学者選抜	科目別得点	県立高等学校	8,887
特別支援学校寄宿舎指導員採用選考	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	教育委員会 特別支援教育課	0
特別支援学校高等部入学選考	科目別得点	特別支援学校	0
長野県職員採用上級試験（大学卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	179
長野県職員採用中級試験（短大卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	0

長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	6
長野県警察職員採用上級試験（大学卒業程度）	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	12
長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）	1 第1次試験（教養試験）の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	5
長野県警察官採用試験（A）	1 第1次試験（教養試験）の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	71
長野県警察官採用試験（B）	1 第1次試験（教養試験）の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	41
長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	16
長野県市町村立小中学校事務職員採用試験	1 第1次試験（教養試験）の点数及びその順位 2 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	53

身体障害者を対象とする長野県職員採用選考	1 教養考查、作文考查及び口述考查の点数 2 合計点 3 合計点の順位（不合格者を含む。） 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	3
身体障害者を対象とする長野県市町村立小中学校事務職員採用選考	1 教養考查、作文考查及び口述考查の点数 2 合計点 3 合計点の順位（不合格者を含む。） 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
長野県職員（技能労務職員）採用選考	1 語の読み書き考查、作文考查及び口述考查の点数 2 合計点 3 合計点の順位（不合格者を含む。） 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
長野県警察職員（技能労務職員）採用選考	1 語の読み書き考查、作文考查及び口述考查の点数 2 合計点 3 合計点の順位（不合格者を含む。） 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 第1次考查（経験論文考查）の点数及びその順位 2 第2次考查に係る以下の記録情報 (1) 論文考查と口述考查の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 3 身体検査及び資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	人事委員会	0
看護経験者を対象とする長野県職員採用選考	1 論文考查と口述考查の点数 2 合計点 3 合計点の順位（不合格者を含む。） 4 身体検査及び資格調査の結果 5 合格者の順位	人事委員会	0
運転免許試験	学科試験の得点及び技能試験の得点	運転免許本部	150
警備員等の検定	学科試験の得点	生活安全企画課	11
警備員指導教育責任者講習の修了考查	修了考查の得点	生活安全企画課	0
機械警備業務管理者講習の修了考查	修了考查の得点	生活安全企画課	0
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習の考查	考查の得点	生活安全企画課	71

情報公開・私学課

公告

平成23年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生を次のとおり募集します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は、16人とします。

2 試験による選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者（平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

(7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した者

(4) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(9) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(I) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(オ) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限ります。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(カ) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限ります。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(キ) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(ク) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(ケ) 個別の入学資格審査により、(7)に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

イ 特別選抜

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師又は看護師のいずれかの資格取得後、実務経験が5年以上であり、現在勤務している施設の長から推薦を受け派遣される者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）

(4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）

(イ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書 ((1)のアの(イ)から(ケ)までのいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)

(オ) 志望の理由（本学所定の用紙によります。）

(カ) 特別選抜に出願する者は、推薦書（本学所定の用紙によります。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書（平成22年7月以降に振り出したものに限ります。）は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留郵便）又は持参としてください。

エ 入学願書受付期間

平成22年10月6日（水）から10月13日（水）までとします。なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(4) 受験票（アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、看護に関する専門科目、英語及び小論文とします。

(4) 特別選抜については、看護に関する専門科目及び小論文とします。

(ウ) 看護に関する専門科目は、志望する領域に応じ、次の表の専門科目の中から1科目を受験することとします。

領域	専門科目
看護基礎学領域	基礎看護学 看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学 老年看護学 精神看護学
育成看護学領域	母性看護学 小児看護学
広域看護学領域	地域看護学 看護教育学 看護管理学
健康資源開発看護学領域	疫学 在宅看護学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
10月23日 (土)	9：30～11：00	小論文	長野県看護大学
	11：15～12：15	専門科目	
	13：15～14：15	英語	
	特別選抜 13：15～ 一般選抜 14：30～	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成22年10月28日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
- (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

平成23年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士後期課程の学生を次のとおり募集します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

募集人員は、4人とします。

2 試験による入学者の選考

(1) 出願資格

ア 一般選抜

次のいずれかに該当する者(平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

(7) 修士の学位を有する者

(4) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(ウ) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(イ) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(オ) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(カ) 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

イ 外国人留学生特別選抜

次のいずれかに該当し、日本語を母国語としない者(平成23年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

(7) 修士の学位を有する者

(4) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(ウ) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(2) 出願手続

ア 提出書類

(7) 入学願書(本学所定の用紙によります。)

(イ) 写真カード(本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真(裏面に氏名及び生年月日を記入))

1枚をはってください。)

(ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙によります。)

(イ) 博士前期課程(修士課程)の学業成績証明書及び修了(見込み)証明書((1)のアの(イ)から(カ)まで及びイの(イ)若しくは(ウ)のいずれかに該当するものとして出願する者は、その資格に関する証明書)

(オ) 志望の理由(本学所定の用紙によります。)

(カ) 博士前期課程(修士課程)の学位論文等

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、株式会社ゆうちょ銀行の普通為替により納付してください。この場合において、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局が振り出した普通為替証書(平成22年7月以降に振り出したものに限ります。)は、何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送(書留郵便)又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成22年10月6日(水)から10月13日(水)までとします。
なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号 399-4117)

長野県看護大学事務局

カ 受験票の交付

(7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。

(イ) 受験票(アの(イ)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。)は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験及び学業成績証明書の結果を総合して行います。

イ 学力試験

(7) 一般選抜については、英語及び口述試験とします。

(イ) 外国人留学生特別選抜については、英語、口述試験及び日本語筆記試験とします。

(4) 学力試験の実施期日及び場所

試験期日	時 間	教 科 等	場 所
10月22日 (金)	9：30～11：30	英 語	
	13：00～16：00 (予定)	口述試験及 び日本語筆 記試験(外 国人留学生 特別選抜の み)	長野県看護大学

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成22年10月28日(木) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

- (1) 出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務

局(電話 0265-81-5100)に行ってください。
 (2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療推進課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスピまるこ

上田市中丸子1745-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋2-1-36

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1
株式会社クリエイトヒザワ書店	樋沢 慶三	上田市上丸子1596
エムテックス販売株式会社	春原 忠由	長野市松代町東条354

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1
株式会社ファイブスター・エンタープライズ	小野 徹	長野市篠ノ井布施高田777-1

4 変更した年月日

平成22年6月2日

5 届出年月日

平成22年6月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年6月28日から平成22年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Jマート・オギノ諏訪店

諏訪市大字四賀字神宮寺道下通2163-1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 Jマート

東京都三鷹市野崎1-20-20

株式会社オギノ

山梨県甲府市徳行1-2-18

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	1	2
出口	1	2
合計	2	4

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更年月日

平成22年7月29日

5 届出年月日

平成22年6月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成22年6月28日から平成22年10月28日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月28日

長野県工業技術総合センター所長 池田博通

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等及び数量

別表のとおり

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 納入期限

別表のとおり

- (4) 納入場所

別表のとおり

- (5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

- (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里1丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話番号 026（268）0602

- (2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

別表のとおり

4 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野市若里1丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 1階小会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

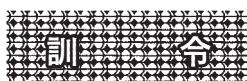
5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達する物品等及び数量	納入期限	納入場所及び仕様等の内容、問い合わせ先	入札及び開札の日時	等級区分
ワイヤボンダー式	平成22年10月29日(金)	岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000	平成22年7月15日(木) 午後1時30分	A
ダイシングソー式	平成22年10月29日(金)	岡谷市長地片間町1丁目3番1号 長野県工業技術総合センター 精密・電子技術部門 電話 0266(23)4000	平成22年7月15日(木) 午後3時	A又はB
イオンスライサー式	平成22年8月31日(火)	長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812	平成22年7月16日(金) 午前10時	A
高品質画像高速記録装置一式	平成22年9月16日(木)	長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812	平成22年7月16日(金) 午後1時30分	A又はB
回転曲げ疲労試験機一式	平成22年10月29日(金)	長野市若里1丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026(226)2812	平成22年7月16日(金) 午後3時	A又はB

ものづくり振興課



長野県訓令第15号

本庁内部部局

現地機関

労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、平成22年6月30日から施行します。

平成22年6月28日

長野県知事 村井 仁

第25条第1項中「育児短時間勤務承認請求書（様式第4号の2）を所属長に提出しなければ」を「、所属長に対し、内部事務総合システムにより行わなければ」に改め、同条第2項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児短時間勤務に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削り、「様式第4号の3」を「様式第4号の2」に改める。

第26条第2項第3号中「又は要介護者」を削り、同項第4号中「深夜又は時間外において、」を「職員の配偶者で」に、「子を」を「子の親であるものが、深夜において」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子の同居の親族又は当該請求に係る要介護者を常態として介護することができる当該要介護者の同居の親族がいる」を

「者に該当する」に改める。

第31条の3第2項中「とき、」を「とき又は」に改め、「又は当該育児休業等に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったとき」を削り、同条第3項中「部分休業一部取消整理簿（様式第13号の5）」を「内部事務総合システム」に改め、同条第4項を削る。

様式第4号の2を削る。

「 様式第4号の3中 子を託児することになった。
 子を配偶者が養育することになった。」

を「 子を託児することになった。」に改め、同様式を様式第4号の2とする。

様式第5号中「第26条の2関係」を「第26条関係」に、

「 養育 介護」を

「 養育 介護」

時間外勤務制限の場合
 養育 条例第5条の2第2項
 介護 条例第5条の2第3項

に、「同居の親

族（16歳以上）」を「職員の配偶者で当該子の親である者」に改め、同様式の備考の5中「深夜において就業している者」を「深夜に